

放送大学学園理事会運営規則

平成15年10月1日
放送大学学園規則第1号

改正 平成17年3月15日・10月1日、平成23年
10月1日、平成26年8月28日、令和2年3
月30日、令和6年1月11日

(目的)

第1条 放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第18条に規定する理事会の運営については、寄附行為に定めるほか、この規則によるものとする。

(理事会の区分)

第2条 理事会は定例理事会と臨時理事会とする。

2 定例理事会は、各年度の5月、8月、3月に開催することを常例とする。

3 臨時理事会は必要あるときに開催する。

(議決事項等)

第3条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 経営の基本方針の決定及び法人の業務の決定、変更等
- 二 理事長、理事（理事長を除く。）及び監事の選任並びに解任
- 三 評議員の選任
- 四 寄附行為第17条に規定する賠償の責任の免除
- 五 寄附行為及び法人の規則（大学の規則を除く。）の制定及び改廃
- 六 法人の合併又は解散
- 七 大学学部、大学院等の設置改廃
- 八 放送局の開設及び廃止
- 九 基幹放送局提供事業者又は電気通信事業者（衛星に係るものに限る）に委託して放送番組を放送する業務の開始及び廃止
- 十 法人の組織、職制、人事、給与及び就業等のうち重要な事項
- 十一 予算、資金計画、事業計画及び事業に関する中期的な計画
- 十二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 十三 借入金（弁済期限が1年を超えない借入金を除く。）
- 十四 重要な財産の譲渡等
- 十五 決算
- 十六 寄附金品の募集に関する事項
- 十七 入学料、授業料、検定料等学費の決定
- 十八 その他理事長が理事会の議決を要すると認めた事項

2 前項で定めた事項のうち、特に緊急処理を要するもので、理事会を開催する時間的余裕がない場合には、理事長は理事会の議決を経ないで執行できるものとする。ただし、次回の理事会において、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、学長選考・監察会議が学長の選考を行ったときは、当該選考の結果を理事会に報告しなければならない。学長選考・監察会議から学長の免職の申出があったときも同様とする。

(構成員以外の出席)

第4条 理事長は、必要と認めるときは、理事以外の者を出席させることができる。

(常勤理事会)

第5条 理事会に常勤の理事をもって組織する常勤理事会を置く。

2 常勤理事会は、理事長が主宰する。

3 常勤理事会は、次の事項を議決する。

- 一 第3条に規定する事項のうち、理事会から特に委任を受けた事項
 - 二 第3条に規定する事項以外の法人の日常業務に関する事項
 - 三 非常事態発生の場合の緊急対策に関する事項
 - 四 その他法人業務のために特に必要と認められた事項
- 4 前条の規定は、常勤理事会にこれを準用する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規則は、平成23年10月1日から施行し、同年6月30日から適用する。

附 則（平成26年8月28日）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月11日）

この規則は、令和6年1月11日から施行する。